○十日町市の共催及び後援に関する事務取扱要綱

平成21年4月28日十日町市告示第96号

(趣旨)

第1条 この告示は、十日町市(以下「市」という。)が、市以外のものの行う 事業(以下「事業」という。)を共催し、又は後援することに関し必要な事項 を定めるものとする。

(定義)

- 第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 共催 その事業の内容、運営、経費負担等についての協議に市が参加し、 市が共同主催者として責任の一部を分担することをいう。
 - (2) 後援 その事業の趣旨に賛同し、後援の名義使用を認めることをいう。 (共催又は後援の名義)
- 第3条 市が事業の共催又は後援(以下「共催等」という。)を行う場合の名義 は、十日町市とする。

(承認基準)

- 第 4 条 事業の主催者から当該事業の共催等の申請があったときは、次に掲げる基準により承認を行うものとする。
 - (1) 主催者についての承認基準
 - ア 国又は他の地方公共団体
 - イ 学校等の教育機関又はこれらの連合体
 - ウ 社会教育関係団体
 - エ 公益法人又はこれらに準ずる団体
 - オ 新聞、テレビ等の報道機関
 - カ その他市長が適当と認める団体
 - (2) 事業内容についての承認基準
 - ア 市民福祉の増進に寄与するもので、公益性のある事業であること。ただ し、特定の宗教又は政治活動及び専ら営利活動を目的とすると認められる ものは除く。
 - イ 事業規模が、原則として市全域にわたるものであること。
 - ウ 市の方針及び施策に反しないものであること。
 - エ 行政運営に支障を及ぼさないものであること。

(承認申請)

第 5 条 事業の主催者が、市の共催等を受けようとするときは、当該事業の開始日の14日前までに、共催等承認申請書(別記第1号様式)を市長に提出し

なければならない。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定による申請をしようとするものに、次に掲げる書類を提出させるものとする。
 - (1) 事業の開催要項又は計画書
 - (2) 事業の収支予算書
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 3 第1項の申請の窓口は、当該事業に関する施策を所管する課、局又は室(以下「所管課」という。)とする。

(共催等の承認)

第6条 市長は、前条第1項の規定による共催等の申請があったときは、第4 条に定める承認基準に基づき審査し、その可否を共催等承認(不承認)通知 書(別記第2号様式)により、申請者に通知するものとする。

(承認の取消し)

第7条 市長は、共催等の承認を受けたものがその事業について第4条に掲げる承認基準を具備しなくなったと認めるとき、又はその他不適当な行為があると認めるときは、これを取り消すものとする。

(事業の中止等)

第8条 事業の主催者は、共催等の承認を受けた後に事業の中止又は事業内容等を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、変更に係る事項が軽微なものであると認められるときは、届出を持ってこれに代えることができる。

(事業報告)

- 第9条 市長は、必要があると認めるときは、共催した事業の主催者に対し、 収支決算書を添えて事業報告書の提出を求めることができる。
- 2 市長は、必要があると認めるときは、後援した事業の主催者に対し、報告書 の提出を求めることができる。

(所管課の決定)

第10条 実施する事業について、第5条第3項に規定する所管課を判定することが困難なときは、総務課長が事業の内容を考慮し、所管課を決定するものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

共催等承認申請書

令和 年 月 日

)

十日町市長

様

申請者 住 所:

団体名:

代表者氏名:

(連絡先氏名・電話

次の事業を実施したいので共催・後援の承認を申請します。

事	業	名					
目	的及び	内容					
対	象	者				参加人数	人
期		日		月	日から	月 日まで	
			午前		午	前	
時		間		時	分から	時	分まで
			午後		午	後	
場		所					
入	場料、会	費等	#	• 無			Ε
\mathcal{O}	有	無	有		一人		円
他(有	の共催	な の	有	· 無	共催:		
	の共催				後援:		
		無			協賛:		
備		考					

共催等承認 (不承認) 通知書

令和 年 月 日

申請者 団体名:

代表者氏名:

十日町市長

次の事業の共催・後援を承認すること(承認しないこと)としたので、通知します。

事		業		名	
					 1 共催・後援の名義は、十日町市としてください。 2 事業の実施にあたり、災害その他の事故が発生したときは、 すべて申請者の責任において処理してください。
承	認	条	件	等	3 事業に関わる経費等の負担はいたしません。 ※共催で一部経費の負担を伴う場合は、除く。
					4 事業の内容に変更があった場合は、事前に連絡をください。
					5 申請内容と異なる行為があったときは、承認を取り消すことがあります。

【照会先】

十日町市役所○○課○○係

担当:

電話: